

藤沢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定について

藤沢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例を次のように定める。

2015年（平成27年）2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第87条の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。

（過料）

第2条 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、100,000円以下の過料に処する。

2 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、100,000円以下の過料に処する。

3 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、100,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、子ども・子育て支援法の規定に基づき、子どものための教育・保育給付を適正に支給するため、本市の条例において保護者等及び事業者等に対する過料に関し必要な事項を定める必要による。